

豊島区リノベーションまちづくり検討委員会の運営について（案）

1 委員会の公開について

（１）委員会の公開

委員会は、原則としてこれを公開する。ただし、委員長が適当でないと認めるときは、この限りではない。

（２）委員会の公開方法

委員会の公開は、委員会の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

（３）傍聴の定員

傍聴者の定員は、公正かつ円滑な会議に支障が出ない範囲において、会議場のスペースに応じて、委員長が定めるものとする。

（４）傍聴の手続

傍聴を希望する者は、事前に事務局に申込みを行うものとする。

傍聴の申込みを行った者は、事務局の確認を受け、委員長の許可を得た上で入場できるものとする。

（５）傍聴遵守事項の周知

事務局は、傍聴者に対して会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項を定めて傍聴者に周知し、会議の秩序の維持に努めなければならない。

●遵守事項

- ① 傍聴席では、意見表明や拍手など議事の妨げとなる行為をしないこと。
- ② ビラ、プラカード、はち巻、たすき等を持ち込まないこと。
- ③ 許可なく、委員会の模様を撮影し、録音しないこと。
- ④ その他委員会の秩序を乱し、委員会の妨げとなる行為をしないこと。
- ⑤ 委員長及び事務局係員の指示に従うこと。

（６）傍聴者の退場

委員長が部分的に委員会を公開すべきでないと認めたとき及び傍聴者が遵守事項に違反したときには、傍聴者を退場させるものとする。

2 会議録について

(1) 会議録の作成

事務局は、「豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱」(平成 20 年 4 月 21 日区長決定)に基づき、会議録を作成するものとする。

(2) 会議録の記載事項

会議録の記載事項のうち、会議経過については、発言者の氏名を記載せず、会議における肩書(会長、委員等)のみを記載する。事務局等の職員については、職名を記載する。

(3) 会議録の確認

事務局は、作成した会議録を各委員に送付し、確認を受ける。

(4) 会議録の公開

会議録は、これを公開し、行政情報コーナーに備え付けるとともに、豊島区ホームページに掲載し、一般の閲覧に供するものとする。ただし、次の何れかに該当する場合は、会議録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- ① 会議録に記載された情報が、豊島区行政情報公開条例(平成 12 年豊島区条例第 2 号)第 7 条第 1 項各号に掲げる情報に関するものである場合
- ② 会議録を公開することにより、その後の会議における公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合